

**[建築確認を必要とする建築物]**

建築主事に対して確認申請をしなければならない建築物は、次の表のとおり○印のあるもので、適用区域、建築物の種類と規模によって異なります。

**[建築確認を必要とする建築物]**

適用区域	建築物の種類と規模	新築	増改築・移転 〔注1〕	大規模の修繕・模様替	用途変更	審査期間
全国全て	(1) 特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超えるもの〔注2〕 (1号)	○	○	○〔注3〕	○〔注4〕	35日以内
	(2) 構造に関わらず ① 階数が2以上のもの ② 延べ面積が200m <sup>2</sup> を超えるもの (2号)	○	○	○〔注3〕	不要	35日以内
都市計画区域内、準都市計画区域内もしくは準景観地区内または知事の指定区域内〔注5〕	(3) 構造に関わらず ① 階数が1かつ ② 延べ面積が200m <sup>2</sup> 以下のもの (3号)	○	○	不要	不要	7日以内

〔注1〕 防火地域および準防火地域外の場合は、増改築・移転に係る部分の床面積の合計が10m<sup>2</sup>以内のものについては不要（防火地域または準防火地域内での増改築・移転は、規模に関係なく全て必要）。

〔注2〕 特殊建築物とは、①劇場、映画館等 ②病院、診療所、共同住宅等 ③学校、体育館等 ④百貨店、マーケット、展示場等 ⑤倉庫等 ⑥自動車車庫、修理工場等の用途に供する建築物をいいます。

〔注3〕 大規模の修繕・模様替とは、建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替。

〔注4〕 建築物の用途を変更して、(1)の特殊建築物の用途のいずれかとする場合に必要。ただし、類似の用途相互間の用途変更（映画館を劇場、旅館をホテル、下宿を寄宿舎にする等）の場合は不要。

〔注5〕 都道府県知事は、都市計画区域および準都市計画区域以外の区域内について、関係市町村の意見を聞いて建築確認を受ける必要がある区域を指定することができます。また、都市計画区域内であっても、都道府県都市計画審議会の意見を聴いて、建築確認を受ける必要がない区域を指定することができます。市町村長は準都市計画区域内であっても、市町村都市計画審議会（その市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、その市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて建築確認を受ける必要がない区域を指定することができます。